

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川内村長 遠藤 雄幸

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 川内村<br>(07544)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 第3行政区<br>(第3区)        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 8年 1月 29日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区における自作農業者の平均年齢が70歳を超えており、令和6年度に行った意向調査で「後継ぎがない」と回答した方が75%に上る。10年後の所有農地状況は、回答があった中で約6割が「誰かに貸すようになるだろう」としており、「耕作放棄地の見込」と合わせて約9割の農家が危惧している。  
 また、管理耕作は1法人・1組合が担っているが、組合は令和7年度中に解散予定であり、新たな担い手の確保が必要となっている。  
**【地域の基礎的データ】**  
 認定農業者等:9人(60歳代2名/70歳代6人)、法人・集落営農組織:1法人  
 主な農業区分:耕種作物(水稻、そば、ピーマン、ハウスぶどう、えごま)

(2) 地域における農業の将来の在り方

現況の区画整備が平均1反区画であり、隣接地域を含めて令和7年度から県営ほ場整備事業(約4反区画)が行われていることで、作業の効率化が期待できる。  
 新たな担い手となり得る農業者について、地域外からの参入を積極的に促しつつ、地域コミュニティの活性化のためにも地域内外を問わず農地を利用する者を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 56.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 56.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 農地中間管理機構を積極的に活用しながら、担い手への農地の集積を行うとともに、認定農業者を中心に団地面積の拡大を図っていく。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 地域の農地について、地権者の理解が得られたところから順次農地中間管理機構に貸し付けをおこなうことで集積を図りつつ、農業をリタイア・経営転換する農業者には農地中間管理機構の貸し付けを誘導し、受け手とのマッチングを図る。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 令和7年度から隣接する第2区の三合田地区と併せて、約36haの県営ほ場整備事業が行われており、それ以外は、地域および担い手の意向を踏まえたうえで必要な基盤整備などを検討する。                      |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| JAや農地中間管理機構、就農支援センターなどとも連携し、地域の内外から意欲的な経営体を募るなど新たな担い手を確保していく。また新規就農者としての移住者の受け入れも積極的に行うことで育成にも力を入れる。         |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 現状では農業支援サービスの活用予定はないが、今後担い手が高齢化によりリタイアしていくことを想定し検討を行っていく必要がある。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |                                  |                                   |  |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ・電気柵による鳥獣被害防止対策を講じており、機器類の維持管理を徹底する。
- ・ハウスぶどうの栽培が行われており、毎年役場主催の品評会を行うなど、品質と生産数量の向上を目指す。
- ・現在、草刈等で維持管理している農地は、中山間直接支払交付金や多面的機能支払い交付金を活用し、維持管理を継続していく。
- ・そば栽培は、耕作条件の不利な田作が多く、また個人所有の刈り取り機械がないことから、村の推進協議会と連携を図る中で、作付面積の維持拡大に取り組む。
- ・ピーマンの栽培では、JA出荷農家が令和5年、6年と2年連続で1軒ずつ増加した。村独自の高収益作物産地化支援事業に継続して取り組む。